

三田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第7条 省略 付 則</p> <p>1 省略</p> <p>(宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>2 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に10分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>第2項</u>の規</p>	<p>第1条～第7条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (<u>法附則第15条第37項の条例で定める割合</u>)</p> <p>2 <u>法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</u> (宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>3 宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に10分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>4 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>5 <u>付則第3項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成24年度から平成26年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、<u>付則第3</u></p>

定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、第 2 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 7 農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9 以上のもの	1.025
0.8 以上 0.9 未満のもの	1.05
0.7 以上 0.8 未満のもの	1.075
0.7 未満のもの	1.1

(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

- 6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 3 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。
- 7 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第 3 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

(農地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 8 農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。))又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9 以上のもの	1.025
0.8 以上 0.9 未満のもの	1.05
0.7 以上 0.8 未満のもの	1.075
0.7 未満のもの	1.1

(市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

- 8 前項の規定にかかわらず、市税条例付則第 13 条の 2 の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第 1 項中「固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額」として、同条の規定の例により算定した税額とする。
- 9 市街化区域農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例付則第 13 条の 2 の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
- 10 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)
- 11 市税条例付則第 13 条の 4 の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、これらの規定中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。
- 12 付則第 2 項及び第 4 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、付則第 2 項及び第 5 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 3 項、第 5 項及び第 6 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、付則第 5 項から第 7 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、付則第 7 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、付則第 7 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 8 項から第 10 項までの「市街化区域農地」とは法附則第
- 9 前項の規定にかかわらず、市税条例付則第 13 条の 2 の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第 1 項中「固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額」として、同条の規定の例により算定した税額とする。
- 10 市街化区域農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により市税条例付則第 13 条の 2 の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。
- 11 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の 3 分の 2 の額に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3(第 20 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)
- 12 市税条例付則第 13 条の 4 の規定は、都市計画税について準用する。この場合において、これらの規定中「固定資産税」とあるのは、「都市計画税」とする。
- 13 付則第 3 項及び第 5 項の「宅地等」とは法附則第 17 条第 2 号に、付則第 3 項及び第 6 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 25 条第 6 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 4 項、第 6 項及び第 7 項の「商業地等」とは法附則第 17 条第 4 号に、付則第 6 項から第 8 項までの「負担水準」とは法附則第 17 条第 8 号ロに、付則第 8 項の「農地」とは法附則第 17 条第 1 号に、付則第 8 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 26 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に、付則第 9 項から第 11 項までの「市街化区域農地」とは法附則第

19 条の 2 第 1 項に、付則第 9 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 27 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。

13 法附則第 15 条第 1 項、第 5 項、第 14 項、第 18 項から第 26 項まで、第 28 項、第 30 項、第 32 項若しくは第 36 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 28 項」とあるのは「若しくは第 28 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。

14 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 17 号)附則第 10 条の規定に基づき、平成 24 年度分から平成 26 年度分までの都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。

19 条の 2 第 1 項に、付則第 10 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 27 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 18 条第 6 項に規定するところによる。

14 法附則第 15 条第 1 項、第 12 項、第 16 項から第 24 項まで、第 26 項、第 27 項、第 29 項、第 33 項若しくは第 37 項、第 15 条の 2 第 2 項又は第 15 条の 3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 28 項」とあるのは「若しくは第 28 項又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 まで」とする。

15 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 17 号)附則第 10 条の規定に基づき、平成 24 年度分から平成 26 年度分までの都市計画税については、法附則第 25 条の 3 の規定を適用しないこととする。